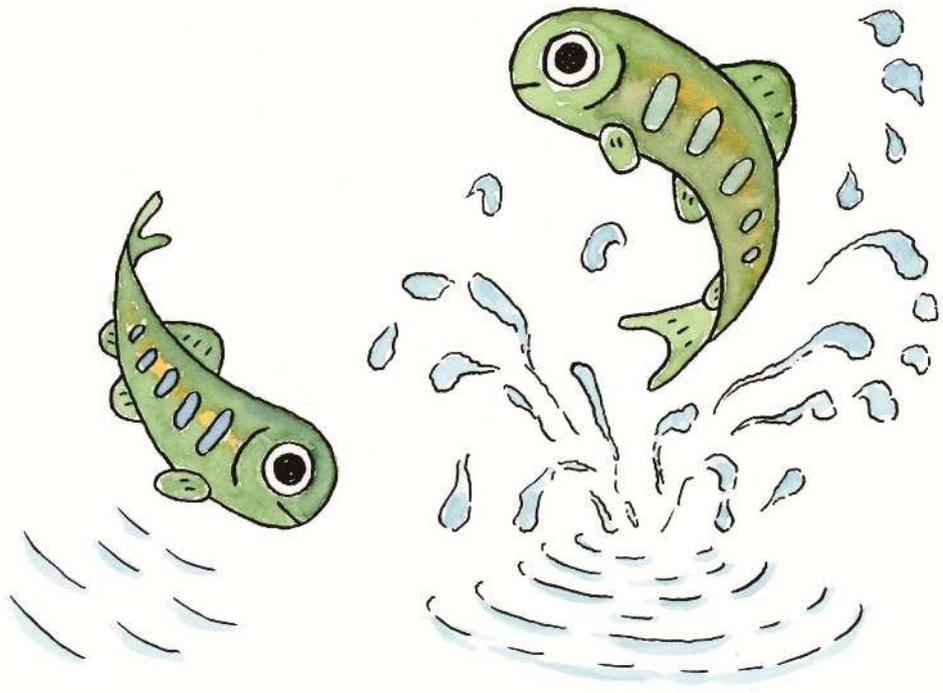


平成31・32年度

競争入札参加資格審査申請（造林等）の 手 引 き

－ 造林の請負 ・ 林産物の売払 －



遠軽町の魚 ヤマベ

平成30年12月

遠 軽 町

目 次

はじめに	1
第1 資格審査申請に当たっての留意事項	2
1 受付期間	2
2 受付場所	2
3 資格の有効期間	2
4 審査基準日	2
5 資格要件	2
6 資格審査の結果	3
7 資格者名簿の公表	3
8 資格の消滅	3
第2 提出書類について	5
第3 記載要領及び書類説明	6
1 競争入札参加資格審査申請書（造林等）【様式1】	6
2 競争入札参加資格審査申請書（造林等）付票【様式2】	6
3 年間委任状【様式3】	8
4 営業状況に関する調書【様式4】	8
5 営業経歴書【様式5】	8
6 技術者名簿【様式6】	8
7 法定保険加入状況一覧【様式7】	8
8 道内営業所一覧【様式8】	8
9 組合員（会員）名簿【様式9】	8
10 登記事項証明書	9
11 印鑑証明書	9
12 身分証明書	9
13 営業証明書	9
14 決算書等の写し	9
15 納税証明書	9
16 林業種苗法の生産事業者の登録証の写し	10
17 定款又は寄附行為の写し	10
18 官公需適格組合証明書の写し	10
第4 中小企業組合等の取扱い	11
第5 申請内容の変更について	12

はじめに

この申請手続きは、平成31年度及び平成32年度に遠軽町が実施する造林の請負及び林産物の売払に係る競争入札に参加を希望する方について、**あらかじめ資格の有無を審査する**ものです。資格審査の結果、資格者になりますと、平成31年度及び平成32年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請書を記入の際は、**この手引きをよくお読みになり**、誤りのないように記載のうえ、申請書を提出してください。収集した個人情報は、遠軽町個人情報保護条例に基づき、適正に取扱います。

なお、**資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありません**ので、ご留意願います。

この手続きで申請できる資格は、次表の太枠のものです。

申請書	契約の種類	資格の種類	
建設工事等	建設工事の請負契約	土木工事	管工事
		舗装工事	塗装工事
		鋼橋上部工事	道路標識設置工事
		建築工事	機械器具設置工事
		電気工事	造園工事
	設計等の委託契約	土木施設物の設計	技術資料作成
		建築物の設計	測量
		地質調査	道路清掃
造林等	造林の請負契約	造林	
	林産物の売払契約	林産物売払い	
物品役務	物品の売買契約	物品	
	物品の賃貸借契約		
	製造の請負契約		
	役務の提供に係る契約	警備業務	浄化槽管理業務
		建築物清掃業務	下水道処理施設運転業務
ボイラー等運転操作業務		バス運行業務	
公園維持清掃業務		その他業務	

太枠以外の資格審査を申請する場合は、別な申請書が必要です。

第1 資格審査申請に当たっての留意事項

1 受付期間

次の期間において受付します。郵送による申請書の提出は認めていません。内容について説明できる方が持参するようにしてください。

定期申請 平成31年 1 月 15 日から 平成31年 2 月 15 日まで

随時申請 平成31年 4 月 1 日から 令和 2 年 12 月 30 日まで

受付時間 9:00~11:00、13:00~16:00

(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

※ 上記期間以外での受付は行いません。なお、定期申請においては、例年受付期間の終盤に申請が集中し、待ち時間が長くなっています。早期の申請にご協力をお願いいたします。

※ 申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求めることがあります。

2 受付場所

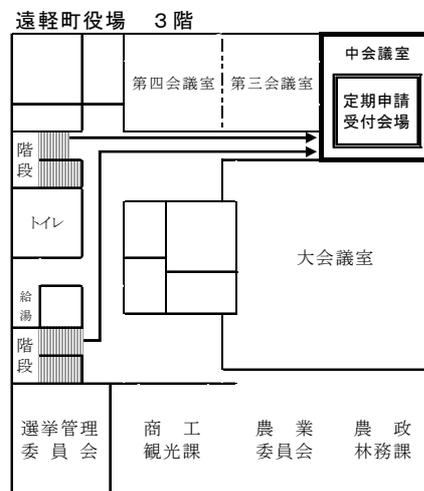
北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町役場

定期申請 **3階 中会議室**

随時申請 2階 総務部情報管財課

※ 定期申請の受付場所が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。



3 資格の有効期間

定期申請 平成31年4月1日から令和3年3月31日

随時申請 競争入札参加資格者名簿に登録された日から令和3年3月31日

4 審査基準日

定期申請 平成31年1月1日

随時申請 申請しようとする月の初日

5 資格要件

申請者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項各号(次に掲げる事項)に該当しない者であること。

ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人(ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 指定暴力団員又その関係者

- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）第3条の規定により競争入札への参加を除外されている者でないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。
 - ・暴力団員 ～ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
 - ・暴力団関係事業者 ～ 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいいます。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 遠軽町町税
 - イ 消費税及び地方消費税
- (6) 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成21年遠軽町条例第28号）の規定により、町税等の納付の確認をすることについて同意している者であること。
- (7) 個人にあつては、従業員（代表者を含む。）の数が3人以上であること。ただし、町内に本店を有する場合は、この限りではありません。
- (8) 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (9) 審査基準日の直前1年間にその事業に係る実績を有していること。

6 資格審査の結果

- (1) 資格審査の結果、資格を有するものと認定した申請者については、「競争入札参加資格者名簿」に登録いたします。
- (2) 資格要件を満たさない等の疑義が生じた場合は、申請者にその旨を連絡いたします。なお、**連絡がない場合には、競争入札参加資格者名簿に登録されているもの**とご理解願います。
- (3) 競争入札参加資格者名簿の登録番号につきましては、受付時に交付する書類に記載している受付番号と同じ番号です。

7 資格者名簿の公表

この申請に伴い作成される「競争入札参加資格者名簿」については、閲覧等により公表を行います。

8 資格の消滅

入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅します。

- (1) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったことが判明したとき。

- (2) 資格者が、第1－5の資格要件（税に関する資格要件並びに法令等の規定による有資格者及び従業員の数に係る資格要件を除く。）を満たさなくなったとき。
- (3) 当該資格に係る営業に関し、法令等の規定による許可等を必要とする場合において、当該許可等が取り消されたとき。

第2 提出書類について

申請にあたっては、次表に掲げる書類を番号順に並べて提出してください。

なお、内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。

◎：必ず提出する書類 ○：該当する場合提出する書類

並順	提出書類		法人	個人	組合	摘要
1	競争入札参加資格審査申請（造林等）提出書類確認票		◎	◎	◎	【確認票】
2	競争入札参加資格審査申請書（造林等）		◎	◎	◎	【様式1】
3	競争入札参加資格審査申請書（造林等）付票		◎	◎	◎	【様式2】
4	年間委任状		○	○	○	【様式3】 年間委任する場合
5	営業状況に関する調書		◎	◎	◎	【様式4】
6	営業経歴書		◎	◎	◎	【様式5】
7	技術者名簿		◎	◎	◎	【様式6】
8	法定保険加入状況一覧		◎	◎	◎	【様式7】 加入該当事業所でない場合も必要
9	道内営業所一覧		◎	◎	◎	【様式8】 北海道内に支店等がない場合も必要
10	組合員（会員）名簿		—	—	◎	【様式9】
11	登記事項証明書（写し可）		◎	—	◎	申請書提出日前3か月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書
12	印鑑証明書（写し可）		◎	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に法務局又は市区町村長から発行されたもの
13	身分証明書（写し可）		—	◎	—	申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行された代表者のもの
14	営業証明書（写し可）		—	◎	—	申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行されたもの
15	決算書等の写し		◎	◎	◎	審査基準日直近の1事業年度分
16	納税証明書（写し可）	遠軽町の町税	○	○	○	申請書提出日前3か月以内に発行されたもの
		消費税及び地方消費税	◎	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に発行されたもの
17	林業種苗法の生産事業者の登録証の写し		○	○	○	登録を受けている場合
18	定款又は寄附行為の写し		○	—	◎	会社以外の法人の場合
19	官公需適格組合証明書の写し		—	—	○	証明を受けている場合

お願い

- ・書類はホチキス止めをしないでお持ちください。紙ファイル等に綴じ込む必要はありませんので、ダブルクリップ等に挟んでお持ちください。
- ・提出前に、各書類に申請年月日を記入しているか確認してください。
- ・定期申請の終盤は混雑することが予想されます。行政書士が複数事業所分をまとめて代理申請する場合は、混雑状況によって受付に時間を要する場合があります。

第3 記載要領及び書類説明

1 競争入札参加資格審査申請書（造林等）【様式1】

- ア 年月日……申請書を提出する年月日を記入してください。
- イ 所在地……法人は本店の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。
- ウ 商号又は名称……法人は登記されている商号を、個人は使用している名称を記入してください。
- エ 代表者職氏名……法人は代表者の役職名と氏名を、個人は戸籍上の氏名を記入し、実印を押印してください。
- オ 電話番号……代表する電話番号を記入してください。

【町税等の納付確認に関する同意】

申請に際し、「遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例」の規定により、町税等を滞納し、納付について著しく誠実性を欠く滞納者に対して、滞納を防止するための制限措置を講ずるため、申請者（法人の場合は、代表者を含む。）の町税等の納付状況を確認することに同意していただきますのでご了承ください。

2 競争入札参加資格審査申請書（造林等）付票【様式2】

1 項__申請者

- ア 本店の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号及びFAX番号を記入してください。
- イ フリガナはカタカナで記入してください。
- ウ 契約の際は、この欄に記載された所在地を用いることから、地番は「-（ハイフン）」で省略せずに記入し、ビル名は記入しないでください。
- エ 「代表者使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等で使用する印を押印してください。（受任者に委任する場合も、この欄には代表者の使用印を押印します。）

■使用印について■

〔例〕「株式会社遠軽 代表取締役 甲野 太郎」の場合

×認められません。 → 例 株式会社遠軽印

○認められます。 → 例1 株式会社遠軽 代表取締役之印 例2 甲野 例3 甲野太郎

- オ 「実印」欄に実印を押印してください。
- カ 使用印と実印が両方とも同じ場合は、両方の欄にその印を押印してください。

2 項__受任者

- ア 「受任者」とは、常時、遠軽町と契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長をいいます。
- イ 「契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長」とは、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限について、本店の代表者から年間を通して委任されている支店又

は営業所等の長のことです。

ウ 上記ア及びイに該当する受任者に権限を委任する場合は、1か所について記入してください。この場合、年間委任状（様式3）の提出も必要です。

エ 契約の際は、この欄に記載された所在地を用いることから、地番は「-（ハイフン）」で省略せずに記入し、ビル名は記入しないでください。

オ 「使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等で使用する印（受任者の使用印）を押印してください。

3項__連絡先

遠軽町との業務連絡を担当する事務所について記入してください。遠軽町からのすべての連絡はこの連絡先にいたしますので、この欄にはビル名まで記入してください。なお、連絡先欄に記入がない場合は、1項__申請者又は2項__受任者を連絡先とします。

4項__会社概要

ア 法人設立登記……法人は法人設立登記年月日を、個人は開業した年月日を記入してください。

イ 営業年数……審査基準日現在の営業年数を記入してください。1年未満の端数がある場合は切り捨てます。

ウ 払込資本金……審査基準日現在の払込済みの資本金の額（千円単位）を記入してください。個人は不要です。

エ 消費税……消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、「課税業者」又は「免税業者」のいずれかを○で囲んでください。

オ 従業員数……審査基準日現在のすべての従業員（代表者、役員等を含む。）数を記入してください。

カ 直前決算日……直前の決算日を記入してください。ただし、申請に添付する決算書等が間に合わない場合は、申請時点で整理されている決算書等の決算日を記入してください。

キ 林業種苗法の規定による生産事業者の登録……林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条の規定による生産事業者の登録状況について記入してください。登録を受けている場合は、登録証の写しを添付してください。

5項__審査を申請する資格

審査を申請する資格（営業品目）の「申請欄」に○を付け、当該営業品目の審査基準日の直前1年間の実績額及び営業年数を記入してください。

また、営業経歴書【様式5】に審査基準日の直前1年間の実績内容を記入してください。

《注》 審査基準日の直前1年間とは、定期申請にあっては、「平成30年1月1日から平成30年12月31日の間」をいいます。また、随時申請にあっては、「申請しようとする月の前月末日から遡って1年間」をいいます。

審査基準日の直前1年間に実績が無い場合は、資格要件を満たさないため、審査申請

をすることができません。また、実績額は、営業経歴書【様式5】の合計額と一致することに留意してください。

3 年間委任状【様式3】

- (1) 「付票」【様式2】2項のとおり、受任者に権限を委任する場合は提出してください。
- (2) 本様式によらない様式でも構いません。

4 営業状況に関する調書【様式4】

すべての申請者において提出が必要です。該当がある項目について、その状況を記入してください。

5 営業経歴書【様式5】

審査申請には、審査基準日の直前1年間に審査を申請する資格（営業品目）に係る実績を有している必要があります。

審査を申請する資格の種類（造林、林産物の売払い）ごとに、該当する実績すべてを記入のうえ、合計金額を記入してください。なお、少額の実績や件数が多く記入しきれない場合には「その他」として一括して記入してください。

《注》 審査基準日の直前1年間とは、定期申請にあつては、「平成30年1月1日から平成30年12月31日の間」をいいます。また、随時申請にあつては、「申請しようとする月の前月末日から遡って1年間」をいいます。

資格の種類ごとの合計額は、付票【様式2】の5項の実績額と一致することに留意してください。

6 技術者名簿【様式6】

北海道内の本・支店等に勤務する技術者について、審査基準日現在で記入し、提出してください。

7 法定保険加入状況一覧【様式7】

すべての申請者において提出が必要です。また、加入該当事業者で各保険に加入している事業者は、加入状況が確認できる書類を提示するか、その写しを添付してください。

8 道内営業所一覧【様式8】

すべての申請者において提出が必要です。北海道内の本・支店等について、作成してください。（北海道内に本・支店等がない場合も提出が必要です。）

9 組合員（会員）名簿【様式9】

「第4 中小企業組合等の取扱い」（11ページ）をお読みください。

10 登記事項証明書（写し可）

申請者が法人の場合に提出してください。

申請書提出日前3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」を提出してください。

なお、現在事項全部証明書の提出でも可としますが、必要に応じて後日、履歴事項全部証明書の提出を求めることがありますのでご了承ください。

11 印鑑証明書（写し可）

申請書提出日前3か月以内に、申請者が法人の場合は法務局が発行したものを、個人の場合は市区町村長が発行したものを提出してください。

12 身分証明書（写し可）

申請者が個人の場合に、代表者について提出してください。

申請書提出日前3か月以内に市区町村（代表者の本籍地）長が発行したものを提出してください。

13 営業証明書（写し可）

申請者が個人の場合に提出してください。

申請書提出日前3か月以内に市区町村長が発行したものを提出してください。

14 決算書等の写し

次の区分に従い、審査基準日直近の1事業年度分を提出してください。

- (1) 申請者が法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び財務諸表等の表紙（商号又は名称が確認できるもの）。
 - (2) 申請者が個人の場合で青色申告書を提出した方は、貸借対照表（資産負債調）、損益計算書。
 - (3) 上記以外の場合は、営業収支の状況が明示されている書類。
- 《注》 申請に決算書等が間に合わない場合は、申請時点で整理されている決算書等を提出してください。

15 納税証明書（写し可）

(1) 遠軽町の町税、(2) 消費税及び地方消費税について、申請書提出日前3か月以内に発行された納税証明書を提出してください。（領収書ではありません。）なお、北海道税及び遠軽町以外の市区町村税の納税証明書は不要です。

(1) 遠軽町の町税

遠軽町から課税されている申請者は、遠軽町の町税に滞納がないことの証明書を提出してください。個人住民税の特別徴収義務者で、遠軽町で居住している（課税されている）従業員がいる場合も提出が必要です。

～遠軽町の納税証明について～

- ① 納税証明書の請求窓口
 - ・ 民生部税務課（本庁舎1階）
 - ・ 各総合支所地域住民課
- ② 手数料 300円
- ③ 本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。
- ④ 添付している「税証明交付申請書」で請求することができます。法人又は個人によって記入欄が異なりますのでご注意願います。
- ⑤ 遠軽町の納税証明についての問い合わせ先
民生部税務課（直通電話0158-42-4814）

（2）消費税及び地方消費税

- ア 税務署が発行したものを提出してください。
- イ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、「その3」（「その3の2」又は「その3の3」でも可）です。
- ウ 手数料として、400円相当分の収入印紙又は現金が必要です。（北海道収入証紙ではありません。）

16 林業種苗法の生産事業者の登録証の写し

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条の規定による生産事業者の登録を受けている場合は、当該登録証の写しを提出してください。

17 定款又は寄附行為の写し

会社以外の法人については、「定款」又は「寄附行為」の写しを提出してください。

18 官公需適格組合証明書の写し

「第4 中小企業組合等の取扱い」（11ページ）をお読みください。

第4 中小企業組合等の取扱い

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（「中小企業組合等」といいます。）については、次のとおり取り扱います。

1 資格要件の特例

中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、資格要件（2ページ～3ページ）のうち、営業年数にかかる資格要件は適用しません。

- (1) 経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けているとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

2 提出書類

中小企業組合等は、通常の提出書類のほか、次の書類を提出してください。

- (1) 組合員（会員）名簿【様式9】
- (2) 経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けているときは、それを証する書類

第5 申請内容の変更について

資格の有効期間内に、申請内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請書変更届（造林等）【様式10】にその**事実を証する書類**を添付して、届け出なければなりません。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。（協同組合にあつては構成員に変更があったとき。）
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

MEMO

遠軽町役場 総務部情報管財課

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

TEL 0158-42-4271 FAX 0158-42-3688

メールアドレス johou@engaru.jp

この手引き及び申請書様式は、遠軽町ホームページからダウンロードすることができます。

遠軽町ホームページ (<http://engaru.jp/>) > 遠軽町について > 情報・契約・財産管理 > 入札参加資格審査